

特定非営利活動法人渋谷区サッカー協会定款（抜粋）

第1章 総則

（名称）

第1条 この法人は、特定非営利活動法人渋谷区サッカー協会と称し、英文表記は Shibuya Football Association（略称 SFA）とする。

（事務所等）

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都渋谷区宇田川町3 1番4号に置く。

（目的）

第3条 この法人は、東京都渋谷区を中心として広く一般市民（渋谷区在住・在学・在勤者・在クラブ）に対して、サッカー（フットサルを含む）の普及および振興を図り、もって市民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- （1）学術、文化、芸術またはスポーツの普及および振興を図る活動
- （2）社会教育の推進を図る活動
- （3）まちづくりの推進を図る活動
- （4）前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

（事業の種類）

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- （1）サッカー（フットサルを含む）の大会、競技会の開催事業
- （2）サッカー（フットサルを含む）の技術の研究および指導等の人材育成事業
- （3）生涯スポーツに関する講習、情報収集および研究等共同事業
- （4）ホームページの運営、印刷物の刊行による普及啓発事業
- （5）サッカー（フットサルを含む）の普及を目的とする他団体との情報交換および交流事業
- （6）スポーツ施設の管理運営事業
- （7）その他目的を達成するために必要な事業

- 2 この法人は、次のその他の事業を行う。
 - (1) 飲料、衣料品、用具等の販売事業
 - (2) ホームページおよび印刷物等の広告掲載事業
- 3 前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は、第1項に掲げる事業に充てるものとする。

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体
- (3) 一般会員 この法人の目的に賛同し、活動に参加する個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとする。
- 3 代表理事は、前項の申込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 代表理事は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって、本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第12条 既に納入した入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第4章 会議

第21条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

- 2 理事会は、理事をもって構成する。

第44条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産
 - (6) 所轄庁による認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
ない。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

| | |
|-------|----------|
| 代表 理事 | 宗宮震太郎 |
| 副代表理事 | 篠田藤行 |
| 理 事 | 石河進 福井和平 |
| 監 事 | 本橋信之 |